

日本文化財科学会会則

昭和57年12月18日制定
昭和58年3月22日改定
昭和61年4月29日改定
昭和62年6月28日改定
昭和63年5月3日改定
平成3年4月1日改定
平成3年5月26日改定
平成14年7月7日改定
平成19年6月3日改定
平成26年7月6日改定

- 第1条 本会は日本文化財科学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は当分の間、奈良市山陵町1500奈良大学文学部文化財学科に置く。
- 第3条 本会は、文化財に関する自然科学・人文科学両分野の学際的研究の発達および普及を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 機関紙その他の出版物の刊行
 2. 研究集会の開催
 3. 内外の学術団体との連絡および協力
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の5種とする。
1. 正会員
 2. 団体会員
 3. 賛助会員
 4. 名誉会員
 5. 学生会員
- 第6条
1. 正会員は、文化財に関する調査研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人とする。
 2. 団体会員は、大学・研究所・博物館その他の機関とする。
 3. 賛助会員は、本会の事業を援助する個人および団体とする。
 4. 名誉会員は、特に本会の発展に寄与した正会員のうち、総会において推薦された者とする。
 5. 学生会員は大学生および大学院生個人とする。但し、大学院生は希望により正会員となることができる。
- 第7条 本会に入会しようとする者は、正会員1名以上の推薦により、本会の定める申込み手続きをとるものとし、入会は運営会議の承認により決定する。
- 第8条 会員は所定の会費を納めなければならない。但し、名誉会員からは会費を徴収しない。
- 第9条 会費を滞納した会員は、運営会議において退会したものみなすことができる。評議員会が会員として不適当と認めた会員は、総会の決議によりこれを除名することができる。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 評議員 別に定める選挙規定による員数
 4. 理事 5名以内
 5. 幹事 若干名
 6. 会計監査 2名
 7. 事務局長
- 第11条
1. 会長は正会員のうちから評議員会が推薦し、総会において決定する。会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は評議員のうちから会長が指名し、

- 会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
3. 評議員は、別に定める規定により正会員のうちから互選され、本会の会務に関する重要事項を審議する。
 4. 評議員会は評議員数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
 5. 理事は、評議員のうちから互選され、会務を執行する。
 6. 事務局長は、会長が正会員のうちから1名を推薦し、評議員会において決定する。
 7. 会計監査は、正会員のうちから評議員会が推薦し、総会において決定する。会計監査は本会の会計を監査する。
 8. 幹事は、会長が委嘱し、会長および理事を補佐する。
 9. 運営会議は、会長・副会長・理事・幹事・会計監査・事務局長により構成し、会務を執行する。

- 第12条 役員の任期は2年とする。
- 第13条 運営会議は、必要に応じて委員会を設けることができる。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第15条 会員は、各会計年度の会費を前会計年度の末日までに納入するものとする。
- 第16条 本会の会費は年額、正会員8,000円、団体会員10,000円、賛助会員50,000円、学生会員5,000円とする。
- 第17条
1. 本会は総会を毎年1回開催する。但し会長は必要に応じ臨時に総会を召集することができる。
 2. 総会は正会員で構成し、正会員数の1割以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 第18条 会則の変更は、評議員会の議決を経て、総会における決議による。
- 附 則 第6条5項については、平成27年4月1日より施行する。

評議員選挙規定 昭和58年3月22日制定
平成26年7月6日改定

- 第1条 選挙人・被選挙人は、選挙の年の1月1日における正会員全員とし、その年の2月に郵便による選挙を行なう。
- 第2条 正会員は選挙のため、自然科学部門・人文科学部門のいずれかに登録するものとする。評議員の数は、部門別登録会員数に応じて次の規準により定める。会員数1から100名の間は10名につき1名、101～200名の間は20名につき1名、201～500名の間は50名につき1名、501名以上は100名につき1名の割合で加算した数を部門別評議員定数とする。
- 第3条 選挙人は両部門の評議員定数に対して、無記名連記投票を行なう。但し、定数未滿の連記も有効とする。
- 第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行なう。委員は6名とし、運営会議が正会員のうちから選出する。
- 第5条 選挙により選出された評議員のほかに、会長の推薦により5名以内の評議員を追加することができる。